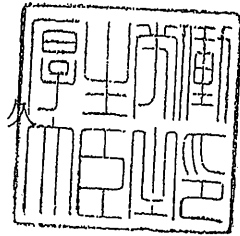


7	ナイアシン	<p>栄養機能食品の規格基準における1日当たり摂取目安量の上限值(以下、上限値)は、ULを基準に設定されている。一方、今回ULが見直されたナイアシンについては、上限値の見直しが図られ、これまで15mgNEであったものが60mgNEへ変更されている。しかし、ナイアシンのULは300mgNEであり、栄養摂取量14.8mgNEを差し引いても285.2mgNEである。この際に用いられている数値が医薬部外品の最大分量である60mgNEである。</p> <p>ULは文献等のデータを基に算出された最新の数値であり、この数値よりも過去に設定された医薬部外品最大分量が優先される根拠はないと考え、ナイアシンの上限値は300mgNEとすべきであるとする。仮に医薬品との整合性を図るのであれば、医薬部外品の最大分量を改定すべきである。</p>	<p>ULは様々な食品から摂取する量の合計として考えるべきものであり、単一の食品から摂取する量を設定する際、ULより低い医薬部外品の最大分量が定められている場合には、従来より、過剰摂取による健康障害防止の観点から医薬部外品の最大分量を用いることとしています。平成13年2月26日薬事・食品衛生審議会「保健機能食品の表示等について(報告書)」参照。</p>
8	経過措置	猶予期間として2年必要。	ご意見を踏まえて経過措置期間を設定します。
9	その他	<p>いわゆる健康食品(サプリメント等)については、すべての商品の含有栄養素は食事摂取基準の範囲内で設定され、栄養表示されるべき。</p> <p>現在、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品では、含有栄養素の法的な制限がないものもあり、特に輸入食品の場合は高含有のものが見受けられ、その選択は消費者の判断に任せられている。</p> <p>そこで、食事摂取基準の範囲である商品とそうでない商品の差別化を図るために(消費者への適切な情報提供という考えで)、基準の範囲内の商品には、「日本人の食事摂取基準に遵守しています」等の文言を記載するように奨励してはどうか。</p>	<p>今回のパブリックコメント募集に対するご意見ではないと考えます。</p>
10	該当なし	食事摂取基準に対する意見	<p>今回のパブリックコメント募集に対するご意見ではないと考えます。</p>

厚生労働省発食安第0421002号  
平成17年4月21日

薬事・食品衛生審議会  
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項の規定に基づき、  
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に伴い、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条に規定する栄養機能食品の表示に関する基準を改正すること。

# 食品における栄養表示の根拠となる数値の見直しについて（報告書）

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会  
新開発食品調査部会 新開発食品評価第三調査会

平成17年4月

## 1 検討事項

### (1) NRV (Nutrient Reference Value) の見直しについて

平成11年に策定された『第6次改定栄養所要量―食事摂取基準―』については、その位置づけ、定義等が全面的に見直され、新しく『日本人の食事摂取基準(2005年版)』が策定された(以下単に「食事摂取基準」という。平成17年度から5年間適用。)。これに伴い、『第6次改定栄養所要量―食事摂取基準―』をもとに算出し、食品における栄養表示に用いていたNRV (Nutrient Reference Value) の見直しが必要となった。NRVは、栄養素の機能を表示する食品(栄養機能食品)の規格基準のうち栄養素含有量の基準(下限値)、栄養表示基準に基づき「栄養素が含まれている旨」及び「多く含まれている旨」の表示ができることとされる場合の栄養素含有量の基準(下限値)の算出根拠とされている。

『第6次改定栄養所要量―食事摂取基準―』では、栄養所要量がNRVの算出根拠とされていたが、食事摂取基準では、栄養所要量という指標はなくなった。このため、NRVの算出に当たって、以下の2点についての検討が必要となった。

- ① 推奨量が定められている栄養素については、推奨量を用いてよいか。それとも、推奨量の算出根拠となり、個人の必要量の推定値又は集団の必要量の推定の平均値として定められた推定平均必要量を用いるべきか。
- ② 推奨量・推定平均必要量が定められておらず、目安量を与えられている栄養素は、目安量を用いてよいか。

### (2) 栄養機能食品の規格基準下限値の見直しについて

栄養機能食品の規格基準(下限値)をNRVの1/3としていることでよいか検討した。

### (3) 栄養機能食品の規格基準上限値の見直しについて

食事摂取基準の策定に伴い、UL (Tolerable Upper Intake Level) が見直された栄養素について、栄養機能食品の規格基準(上限値)を再計算した。

### (4) その他

栄養素の利用効率について等、栄養表示に関する将来的な検討課題等について整理した。

【食事摂取基準に係る用語について】

○推定平均必要量 (Estimated Average Requirement : E A R)

特定の集団を対象として測定された平均必要量から、性・年齢階級別に日本人の必要量の平均値を推定した。当該性・年齢階級に属する人々の50%が必要量を満たすと推定される1日の摂取量である。

○推奨量 (Recommended Dietary Allowance : R D A)

ある性・年齢階級に属する人々のほとんど(97%~98%)が1日の必要量を満たすと推定される1日の摂取量である。原則として「推定平均必要量+必要量の標準偏差の2倍(2SD)」とした。

○目安量 (Adequate Intake : A I)

推定平均必要量・推奨量を算定するのに十分な科学的根拠が得られない場合に、ある性・年齢下級に属する人々が、良好な栄養状態を維持するのに十分な量である。

○上限量 (Tolerable Upper Intake Level : U L)

ある性・年齢階級に属するほとんど全ての人々が、過剰摂取による健康障害を起こすことのない栄養素摂取量の最大限の量である。

## 2 検討結果について

### (1) NRVの見直しについて

#### ①推定平均必要量を用いることについて

推定平均必要量は、個人の必要量の推定値又は集団の必要量の推定の平均値である。したがって、推定平均必要量が定められている栄養素については、個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示についても、推定平均必要量をもとに算定することが適当であると考えられる。ただし、推定平均必要量は性・年齢階級別に値が定められているため、これを人口比・性比により加重平均し、NRVとした（別紙参照）。

#### ②推定平均必要量が設定されていない場合に目安量を用いることについて

推定平均必要量が設定されていない栄養素に対しては、目安量が定められている。目安量は、その定義から明らかなように、推定平均必要量とは異なる理論に基づく指標であり、異なる目的に用いるべき指標である。しかし、これらの栄養素には必要量を示す指標は存在しない。そのため、必ずしも十分な科学的根拠が存在するわけではないが、個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示についても、目安量を基準として算定することが適当であると考えられる。従って、これを人口比・性比により加重平均し、NRVとした（別紙参照）。

### (2) 栄養機能食品の規格基準下限値の考え方の見直しについて

栄養機能食品の規格基準下限値は、NRVの1/3と定めている。これは「表示する機能の発現」のために必要な量を設定したのではなく、栄養素がほとんど含有されていない食品が「栄養機能食品」と表示するのは適切でないとの観点から、表示に当たって最低限含むべき量をNRVの1食分相当量として定めたものである。なお、栄養素を含む旨の表示はNRVの15%、多く含む旨の表示が同じく30%以上を含んでいる場合にできることとされている。これは、コーデックス（FAO/WHO合同食品規格計画）の栄養表示の使用に関するガイドライン（GUIDELINES FOR USE OF NUTRITION CLAIMS 1997年）において示された基準にならったものである。その数値の根拠は、米国医学研究所による「1990年代に向けての栄養表示の課